

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について】

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 42,070千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 674,885千円

(単位:千円)

事業名		平成29年度 決算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫 支出金	府支 出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障財 源化分)	その他
社会福祉	社会福祉 関係経費	346,516	135,290	91,055	0	17,288	11,831	91,052
社会保険	社会保険 関係経費	248,392	7,630	36,762	0	0	23,458	180,542
保健衛生	保健衛生 関係経費	79,977	202	4,884	7,400	8,522	6,781	52,188
合 計		674,885	143,122	132,701	7,400	25,810	42,070	323,782

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成29年度当初決算額の17分の7に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。